

当社 四日市工場（三重県四日市市霞 1 丁目 4 番）では、2009 年 6 月 25 日三重県の立入検査の際、ばい煙発生施設全 7 基のうち 1 基において、過去に、大気汚染防止法に定められている窒素酸化物の濃度規制の排出基準値を超過していたとのご指摘を受けました。

【窒素酸化物濃度測定の結果】（大気汚染防止法における排出基準値 150ppm）

測定日	2007.6.20	2007.12.18
換算濃度	160ppm	158ppm
排出基準値 対比 超過倍率	1.07 倍	1.05 倍

大気汚染防止法の基準を超過する窒素酸化物の排出は 2 回で、それ以外の超過はありませんでした。

発生原因は、経年使用（約 20 年経過）により当該施設の負荷が上がった時に超過が発生したものと推定いたします。

再発防止策として、当該施設は使用しないものと致します。なお生産計画により 2008 年 10 月 25 日以降、当該施設は停止しており、今後は施設更新の計画を行います。

本件につきまして、地域の皆様をはじめ、関係機関の方々に心からお詫び申し上げます。

今後は工場内の公害防止管理体制を更に強化すると共に法令遵守を徹底し、再発の防止に全力を尽くしてまいります。